

国立大学法人愛知教育大学と独立行政法人教職員支援機構との連携に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学と独立行政法人教職員支援機構（以下、「両機関」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が相互に連携協力し、教員及び教育支援専門職（以下教職員等という。）の資質能力向上に関する諸課題に的確に対応することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- ア 教職大学院カリキュラムと教職員支援機構が実施する研修プログラムの相互活用及びFD活動の推進に関すること
- イ 教職員等の資質向上のための研修プログラムの開発と支援に関すること
- ウ 教職員等の資質向上のための調査研究に関すること
- エ そのほか両機関で合意された事項

（経費）

第3条 本協定の連携協力に要する経費の負担については、両機関が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、両機関のいずれからも申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第5条 前条までに定めるもののほか、連携協力に必要な事項は、両機関が協議して定めるものとする。

この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、両機関が協議して解決する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関が署名の上、各自1通を保有する。

平成31年1月9日

国立大学法人愛知教育大学長

独立行政法人教職員支援機構理事長

後藤ひろみ

高岡 信也